

## 落札者決定基準 (アントレプレナーシップ教育プログラム業務)

### 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置するアントレプレナーシップ教育プログラム業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

#### (1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

#### (2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

#### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(200点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(100点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(100点満点)} \\ \hline \end{array}$$

#### (4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

#### (5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合  
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合  
技術評価点のうち、評価項目「1 プログラムの内容」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

### 2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 100 \text{点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

### 3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

#### (1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

#### (2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

#### (3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

#### (4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が50点未満の場合は、失格とする。

### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

	評価項目	評価事項	配点	ウエイト	評価点	項目評価点
1 業務 内容	プレセミナーの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレセミナーの内容が具体的に提案されているか</li> <li>・プログラムの内容や有意義性が分かりやすく、参加への機運を高めるような内容となっているか</li> </ul>	25点	5	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
	プログラムの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラムの内容が具体的に提案されているか。</li> <li>・アントレプレナーシップや非認知能力等、社会での活躍やイノベーション創出に必要なマインド・能力の育成に寄与する内容となっているか</li> <li>・プログラムが参加者にとって単発的な体験にとどまることなく、自主的な取組への意欲を高めるものとなっているか</li> <li>・参加者の年齢層等に照らし、主体的に楽しみながら取り組むことができる内容となっているか</li> </ul>	40点	8		
	プログラム終了後フォロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分なフォローの体制が記載されているか</li> <li>・フォロー希望者に向けて、取組に対する意欲をより喚起する効果的な手法が提案されているか</li> </ul>	25点	5		
2	業務実績・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでのアントレプレナーシップ教育プログラムの実績について、実施件数及び各案件の対象者の年齢、実施概要、得られた効果等が本業務の内容や目的に合致しているか</li> <li>・実施体制は業務履行に際し適切なものとなっているか</li> </ul>	5点	1		
3	自由提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案された内容は、本業務の目的達成に資するものとなっているか</li> </ul>	5点	1		
			100点 (満点)			